

## 2. 16年度補助の追加募集

補正予算としてではなく、文部科学省私学助成課内での対応によるもので、装置施設関係の補助金予算執行に際して追加募集が実施された。補助の対象は、情報通信施設（学内LAN装置）、情報通信装置（マルチメディア装置）の他、教育装置、研究装置、学校施設耐震改修事業、環境衛生対策推進事業、バリアフリー推進事業で、買い取りの設備補助は対象となっていない。

私学助成課では、17年1月26日付で案内し、同年2月18日に計画調書締め切りの追加募集を実施した。

## 3. 16年度補助に関する連絡事項

### (1) 情報通信装置（学内LAN）の申請

学内LANの申請は、15年度まで有線LANと無線LANの事業費をそれぞれ1千万円としてきたが、無線LANで事業費1千万円以上とすることは実態に合わないことから、本協会としても申請の基準を是正するよう文部科学省に指摘してきたもので、16年度より有線LANと無線LANを合わせて1千万円以上を対象とすることになり、以下の学内LANの補助対象の例示に記載された。

(別表3)

学内LANの補助対象範囲

区 分		主 な 例 示
対 象	光ケーブル等の敷設	基幹及び支線ネットワーク工事 ネットワークと無線基地局を結ぶケーブルの敷設工事
	通信装置	基幹ネットワークノード装置 ホストコンピュータ接続装置 プロトコル変換装置 キャンパス間接続装置 ターミナル等
対 象 外	各種サーバ装置	ネットワーク監視制御装置 電子メールサーバ ファイルサーバ プリンタサーバ等